

通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による 指導監督の在り方に関する調査研究事業委託要項

令和7年4月24日
初等中等教育局長決定
令和8年2月5日改正

1. 趣 旨

近年、義務教育段階の不登校児童生徒数の増大、修業年限の3年以上への弾力化等の影響もあって、平成10年以降通信制高等学校数・生徒数が急増しており、中でも通信制高等学校に通う生徒数は令和7年度において305,197人と増加の一途をたどっている。このような状況において通信制高等学校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受け皿として、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供や、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きな役割を担っている。

一方で、一部の通信制高等学校において不適切な学校運営や教育活動が行われていることが確認されている。そのため、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信教育規程」という。）の改正や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。平成30年3月、令和3年3月、一部改訂。以下「ガイドライン」という。）の策定や一部改正が重ねられているところである。また、所轄庁においては、平成28年度からガイドライン等に基づく調査（以下、「点検調査」という。）を文部科学省の協力を得ながら実施しているところであるが、現在においても不適切な学校運営や教育活動を行っている学校が少なからず見られるのが実態である。

また、特に広域通信制高等学校においては、サテライト施設を所轄庁の圏域を越えて全国に設置しており、所轄庁の圏域を越えた指導・監督に課題があるとともに、サテライト施設の所在地である都道府県は、当該施設に対して関与できない仕組みとなっている。

このような現状を踏まえ、本事業においては、所轄庁による通信制高等学校への指導・監督の実態を分析し、適切な教育活動や学校運営に繋がるよう所轄庁による点検調査の在り方について調査研究を行う。また、所轄庁と関係機関又は所轄庁同士の連携を強化するとともに、専門家や第三者評価機関等との相談体制を確立するためのスキーム開発に関する調査研究を行う。

2. 委託事業の内容

所轄庁は平素より所轄する学校に対し、当該学校に対する許認可を行った立場より当該校の行う教育が各種法令やガイドラインに則ったものであるかを把握し、場合によっては指導・監督を行うものである。しかし、通信制高等学校にあっては、広域通信制高校をはじめとしてサテライト施設が都道府県の圏域を越えて設置されており、物理的な問題からそこでの教育活動を把握しづらい状況にあるほか、添削指導、面接指導及び試験の方法により行われる通信教育の実施方法の特殊性や、教育行政に携わる経験が少ないと等をはじめとした事由により、適切な指導・監督が出来ていない状況にある。そのため、所轄庁の指導・監督が適切に行われるよう、（1）調査の在り方に関するスキームの構築（2）所轄庁担当者的人材開発の構築の2つの柱について研究を行う。研究と表裏一体のものではあるが、研究で得られた知見等を元に、調査実施のためのチェックシートの作成をはじめ、調査のための具体的な方策を提案するとともに、所轄庁担当者等を対象とした研修会の企画・運営を行うものとする。

3. 団体等

文部科学省は、当該調査研究を実施する調査研究機関等（以下「調査研究機関等」という。）に対して、事業の実施を委託する。ただし、調査研究機関等が任意団体である場合には、次の要件を満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ②団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること。

4. 委託期間

契約を締結した日から当該年度末日とする。

5. 委託手続

- (1) 委託内定後、団体等が業務の委託を受けようとするときは、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業計画書（別添様式第1）等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。なお、文部科学省は、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、人件費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払ることができる。
- (3) 調査研究機関等は、経費に関する注意事項（別添）に基づき、適正に経費を執行すること。
- (4) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (5) 事業の実施過程において、各事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（別添様式3）を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が各事業計画額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
- (7) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (8) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託申請書（別添様式2）を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業の全部または一部を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 委託先は、調査研究が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書（別添様式4）を作成し、実証研究が完了した日から10日以内、又は委託契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出すること。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の委託事業完了（廃止）報告書のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8.（1）により提出された委託事業完了（廃止）報告書について、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、実証研究に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 著作権等

委託先は、実証研究により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。

11. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、委託先が本委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認められるときは委託契約を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記（1）による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記（1）により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

12. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における実証研究の内容が当該事業の趣旨に反すると認められるときには、

必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。

- (2) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (3) 文部科学省は、実証研究の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 調査研究機関等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定めのない事項で実証研究の実施に必要な事項は、文部科学省が必要に応じて別途定めるものとする。